

令和7年度 第1回豊川市都市計画審議会議事録

- 1 日時
令和7年12月22日（月） 午前10時00分～午前10時50分
- 2 会場
豊川市役所 議会協議会室
- 3 議案
【諮問案件】
第1号議案 東三河都市計画道路（3・3・28号姫街道線）の変更について（愛知県決定）
第2号議案 東三河都市計画道路（3・4・30号前田豊川線）の変更について（愛知県決定）
【付議案件】
第3号議案 東三河都市計画用途地域の変更について（豊川市決定）
- 4 出席委員【12名】
 - (1) 市都市計画審議会条例第3条第2項第1号委員
大貝彰 浅野純一郎 駒木伸比古 森下保 山田裕也 林昌宏
大場篤 篠崎邦江 小林尚美 各委員
 - (2) 市都市計画審議会条例第3条第2項第2号委員
加藤典子 委員
 - (3) 市都市計画審議会条例第3条第3項委員
伊東宏政 林高吉 各委員
- 5 傍聴者数
3名
- 6 付議・諮問依頼者
豊川市長 竹本幸夫
- 7 事務局及び議案説明者
市 長 竹本幸夫
都市整備部長 山本英樹
都市整備部次長 川嶋啓充
都市計画課 白井課長、山本課長補佐、岡田係長、細井主任、安藤主事
区画整理課 安形主幹、岩泉課長補佐、鈴木技師
東三河建設事務所 本多主査、竹村技師

午前10時00分 開会

1 開会

(事務局：課長補佐)

定刻となりましたので、ただ今から令和7年度第1回豊川市都市計画審議会を開会いたします。

私は事務局の都市整備部都市計画課の山本でございます。

よろしく願いいたします。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

まず初めに、定足数の確認についてご報告いたします。

本日は、委員定数15名のうち出席者は11名でございます。

豊川市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により、半数以上の出席となりますので、本審議会は成立していることをご報告申し上げます。

次に、次第を1枚おめくりいただき、委員名簿をご覧ください。

本日の審議会は本年度初めての開催となりますので、新たに委員にご就任いただいた方をご紹介させていただきます。

なお、紹介にあたり役職については、委員名簿にてご確認をいただくことで省略させていただきます、お名前のみをお呼びいたしますので、ご起立いただき、一言ごあいさつをお願いいたします。

第3条第2項第1号委員として、森下保様。

(森下委員)

はい、森下です。よろしく願いします。

(事務局：課長補佐)

宇井昭典様。

本日はご欠席となります。

小林尚美様。

(小林委員)

小林です。よろしく願いいたします。

(事務局：課長補佐)

第3条第2項委員として、

加藤典子様。

(加藤委員)

加藤です。よろしく願いいたします。

(事務局：課長補佐)

第3条第3項委員として、

伊東宏政様。

(伊藤委員)

はい、伊藤です。よろしくお願いします。

(事務局：課長補佐)

林高吉様。

(林委員)

林です。よろしくお願いいたします。

(事務局：課長補佐)

ありがとうございます。

以上の6名の方に、今年度新たに委員にご就任いただいております。

よろしくお願いします。

なお本日は、宇井委員のほか生田委員、佐々木委員につきましてご欠席のご連絡をいただいております。

次に、傍聴についてご説明いたします。本日は豊川市都市計画審議会運営細則第6条の規定に基づきまして、本審議会の傍聴を可とすることになっております。

つきましては、傍聴の皆さまには、お配りしております「傍聴に当たっての注意事項」の内容を遵守し、傍聴していただきますようお願いいたします。また、写真撮影につきましては、各議案の審議が始まるまでとさせていただきますので、ご了承ください。

それでは次第の2に移りまして、市長よりごあいさつを申し上げます。

2 市長あいさつ

(市長)

皆さんおはようございます。

市長の竹本でございます。

日頃は本市行政にご理解、ご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、年末の大変お忙しい時期に皆さまにはお集まり頂きまして、誠にありがとうございます。

さて本日の審議会でございますが、議案は3件でございますが、大きく分けて2つとなります。

1つは、都市計画道路姫街道線の都市計画変更となります。

姫街道線は愛知県にアンダー化事業を進めていただいておりますが、先週も都市・交通局長さんに豊川市の総合要望という形の中で、要望をさせていただいたところでございます。

本路線と隣接する豊川駅東土地区画整理事業の道路計画の見直しに伴い、都市計画変更を行うものでございます。

もう1つは、都市計画道路前田豊川線の都市計画変更とこれに関する用途地域

の変更でございます。

前田豊川線は、豊川駅から豊川稲荷に隣接する部分の区間でございますが、歩行者優先の空間を確保するため、車線数を4車線から2車線に減少するなどの変更を行うものでございます。

豊川稲荷では、令和8年に72年ぶりの午年開帳、本殿創建100周年となる令和12年には大開帳が予定されております。

豊川稲荷への歩行者導線や商業観光空間として、安全でにぎわいのある場所になることを期待しております。

結びに当たりまして、審議会の活発なご議論をお願い申し上げ、私からのあいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。

(事務局：課長補佐)

市長についてはこの後、他の公務がありますので、これで退席させていただきます。

(市長)

皆さんよろしくお願いたします。

～市長退席～

3 会長選出

(事務局：課長補佐)

先ほど、本日の出席者は11名ということで、発表させていただきましたが、委員のお一人がお見えになりましたので、本日は委員定数15名のうち出席者は12名ということで訂正させていただきます。

よろしくお願いたします。

半数以上の出席となりますので、本審議会は成立していることをご報告申し上げます。

それでは、ここでお手元の配布資料について確認させていただきます。

本日の次第、委員名簿、配席表、審議会資料、説明資料、都市計画審議会関係法令となります。

過不足等はありませんでしょうか。

それでは、次第3、会長選出に移ります。

本日は、本年度第1回目の審議会でございますので、運営細則第3条第1項の規定に基づき、新しい会長が決まるまでの間、前年度会長の大貝委員に仮の議長をお願いいたします。

(仮議長)

はい。大貝です。おはようございます。

それでは、本年度の議長が決まるまでの間、仮の議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、次第3、会長選出について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：課長補佐)

それでは、会長選出の方法についてご説明します。

会長職は本審議会条例第6条第1項の規定により、学識経験委員の11名の皆さまから選出していただくことになります。

選出の方法としましては、選挙によるものと規定されておりますが、運営細則第2条第4項において、常任委員に異議がないときは、指名推薦の方法を選挙とみなす旨が規定されていることを付け加えさせていただきます。

説明は以上でございます。

(仮議長)

はい。ありがとうございます。

それでは、会長選出の方法について決めたいと思います。

私としては、ご意見なければ、運営細則第2条第4項の規定によって指名推薦の方法をとりたいと思いますがよろしいでしょうか。

【異議なし】

(仮議長)

はい。ご異議ないようですので、指名推薦の方法によって会長を決めたいと思います。

どなたかご推薦をお願いしたいと思います。

A委員。

(A委員)

本年度も、前年度会長でいらっしゃいます、大貝委員を推薦したいと思います。よろしくお願いします。

(仮議長)

はい。ただ今、A委員より、会長に私をとの発言がありましたが、皆さまいかがでしょうか。

【異議なし】

(仮議長)

異議なしの声をいただきましたので、前年度に引き続き、私が会長を務めさせていただきます。

(会長)

改めまして、今年度の会長となりました大貝でございます。よろしくお願いいたします。

今年度の本審議会が円滑に運営されますよう努めてまいりたいと思います。

皆さま方のご協力をよろしくお願いたします。
簡単ですが、あいさつとさせていただきます。
それでは、会長の立場から議事を進めていきたいと思ひます。

4 会長職務代理者の指名 (会長)

次第4、会長職務代理者の指名です。
条例第6条第3項の規定によりますと、職務代理者は、学識経験委員のうちから会長が指名するとなっております。
私としては、浅野委員を前年度に引き続き、指名させていただきたいと思ひます。よろしくお願いたします。

5 議事録署名人の指名 (会長)

はい。それでは次第5、議事録署名人の指名に移りたいと思ひます。運営細則第9条第2項の規定で、議長が出席した常任委員のうちから2人を指名することとなっております。
そこで議事録署名人には、加藤委員と篠崎委員を指名させていただきます。よろしくお願いたします。

6 議事

第1号議案 東三河都市計画道路(3・3・28号姫街道線)の変更について
(諮問) 【愛知県決定】

第2号議案 東三河都市計画道路(3・4・30号前田豊川線)の変更について
(諮問) 【愛知県決定】

第3号議案 東三河都市計画用途地域の変更について
(付議) 【豊川市決定】

(会長)

はい。それでは、次第6の議事に移ってまいりたいと思ひます。
第1号議案及び第2号議案は、愛知県が決定する都市計画となります。
愛知県から今回の変更案に係る豊川市への意見照会を受け、事前に市長から本審議会に諮問されています。
したがって、本議案の審議をここで行うものであります。
第3号議案につきましては、豊川市が決定する都市計画であるため、市長から本審議会に付議されているものであります。
議案は本日3つでございますが、先ほど市長からも少し話がありましたように、主な議事としては大きく分けて2つであります。
1つ目は、東三河都市計画道路3・3・28号姫街道線の都市計画変更。
2つ目が、東三河都市計画道路3・4・30号前田豊川線の都市計画変更及びそれに伴う用途地域の都市計画変更です。
したがって、議事を円滑に進めるため、初めに第1号議案の内容について、事務局から説明を頂き、質疑応答、異議の確認を行いたいと思ひます。

その後、第2号議案及び第3号議案の内容について、説明、質疑応答を行い、異議の確認、採決を行いたいと思います。よろしいでしょうか。
それではまず、第1号議案「東三河都市計画道路（3・3・28号姫街道線）」の都市計画変更に関する議案について、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局：都市計画課長）

都市計画課長の白井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず「東三河都市計画道路（3・3・28号姫街道線）」の都市計画変更に関する議案についてご説明いたします。

説明の順序としましては、お手元の審議会資料にて概要をご説明し、その後説明資料で詳細をご説明します。それでは審議会資料の表紙をおめくりいただき、1ページをご覧ください。第1号議案「東三河都市計画道路（3・3・28号姫街道線）の変更について」ご説明いたします。

変更する都市計画の概要としまして、

I. 都市計画の種類及び名称は、東三河都市計画道路3・3・28号姫街道線です。

II. 決定権者は愛知県となります。

III. 変更内容の概略ですが、3・3・28号姫街道線において、東三河都市計画事業豊川駅東土地区画整理事業の区画道路の配置見直しに伴い、一部区域を変更するものです。

1枚おめくりいただき、2ページをご覧ください。

IV. 位置図として都市計画総括図を載せています。変更箇所は赤色で囲った部分で、拡大図も載せています。位置としましては、JR飯田線及び名鉄豊川線の線路と交差する付近になります。

3ページをご覧ください。

V. 計画図です。赤色の点線で囲った部分に変更箇所となります。変更前を黄色、変更後を赤色で表わしています。

1枚おめくりいただき、4ページをご覧ください。

VI. 計画書です。該当する部分を赤枠で囲っています。

5ページをご覧ください。

VII. 理由書です。こちらにつきましては、説明資料に沿ってご説明をさせていただきます。

なお、この説明資料につきましては、令和7年7月に行いました説明会にて使用した資料を基にしたものとなっております。法定図書以外の説明も含めた資料となっております。審議会資料につきましては、説明資料と併せて、適宜ご確認ください。

それでは、説明資料をご覧ください。

説明資料左側「1. 東三河都市計画道路3・3・28号姫街道線の変更について」です。

名称は、東三河都市計画道路3・3・28号姫街道線です。変更区間は右の図の赤色の点線で囲った部分です。変更の概要は、一部区域の変更です。

変更の理由としましては、東三河都市計画事業豊川駅東土地区画整理事業において、地域住民の利便性向上を目的とした区画道路の配置見直しに伴い、都市

計画道路 3・3・28 号姫街道線の一部区域を変更するものです。
変更の内容ですが、都市計画道路 3・3・28 号姫街道線の副道部と T 字に交差する区画道路の位置の変更に伴い、取付部の区域を変更します。
オレンジ色で囲まれた変更の内容の右の図は、変更箇所を拡大した図です。変更前を黄色、変更後を赤色で表わしています。区画道路の取付位置が変更により線路沿いに移動しました。

豊川駅東土地区画整理事業における区画道路の配置見直しについては、オレンジ色で囲まれた変更の内容の下の図のとおりです。廃止区画道路をオレンジ色、新設区画道路を赤色で表わしています。

最後に、都市計画決定の手続きに関する経緯と今後の予定についてご説明いたします。審議会資料の 7 ページをご覧ください。

令和 7 年 7 月 15 日に都市計画説明会を実施しております。豊川市が開催した説明会には、合計 15 名の参加をいただきました。

その後、愛知県の決定となるため、市から県への案の申し出を行い、県から市への意見照会を経て、11 月 7 日から 11 月 21 日まで案の縦覧を実施いたしました。縦覧者数は市都市計画課が 1 名で県都市計画課が 0 名でした。意見書については県に提出があったと聞いております。

今後は、本審議会結果を踏まえ、愛知県からの意見照会に対する回答を行う予定です。その後、愛知県都市計画審議会にて審議がなされ、告示は令和 8 年 2 月下旬を予定しています。

以上が東三河都市計画道路 3・3・28 号姫街道線の変更の内容となります。

(会長)

はい。ありがとうございます。

それでは、この内容に関するご意見、ご質問を受けたいと思います。

内容は簡単に言うと豊川駅東土地区画整理事業の関連で道路の見直しが行われて、それに伴って都市計画道路 3・3・28 号姫街道線の一部を若干ですけれども変更するというものです。取付部分ですね。説明資料の左側の 1 番下に具体的な図があるので、それが一番わかりやすいかと思います。

いかがでしょうか。

特になければ、異議の確認に移りたいと思います。

第 1 号議案「東三河都市計画道路（3・3・28 号姫街道線）の変更について」は、愛知県の案に異議なしとして、回答してよろしいでしょうか。

【異議なし】

(会長)

はい。ありがとうございます。

それでは、第 1 号議案については異議なしとします。

続きまして、第 2 号議案「東三河都市計画道路（3・4・30 号前田豊川線）の変更について」及び第 3 号議案「東三河都市計画用途地域の変更について」事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：都市計画課長)

はい。

審議会資料の9ページをご覧ください。第2号議案「東三河都市計画道路(3・4・30号前田豊川線)の変更について」ご説明します。

変更する都市計画の概要としましては、

I. 都市計画の種類及び名称は、東三河都市計画道路3・4・30号前田豊川線です。

II. 決定権者は愛知県となります。

III. 変更内容の概略ですが、歴史・文化資源や旧来の街並みを活かしたまちづくりと合わせて、道路の幅員構成などを再検討した結果、3・4・30号前田豊川線の一部区間の車線の数及び一部区域を変更するものです。

1枚おめくりいただき、10ページをご覧ください。

IV. 位置図として都市計画総括図を載せています。変更箇所は赤枠で囲った部分で、拡大図も載せています。位置としましては、JR豊川駅西口駅前広場から豊川稲荷の南側を通り、東三河都市計画道路3・4・409号公園線と交差する部分までです。

11ページをご覧ください。

V. 計画図です。赤色の点線で囲った部分に変更箇所となります。変更前を黄色、変更後を赤色で表わしています。

1枚おめくりいただき、12ページをご覧ください。

VI. 計画書です。該当する部分を赤枠で囲っています。

13ページをご覧ください。

VII. 理由書です。こちらにつきましては、説明資料に沿ってご説明させていただきます。

それでは、説明資料をご覧ください。

説明資料右側「2. 東三河都市計画道路3・4・30号前田豊川線の変更について」です。

名称は、東三河都市計画道路3・4・30号前田豊川線です。変更区間は右の図の赤色の点線で囲った部分です。変更の概要は、一部区間の車線の数及び一部区域の変更です。

変更の理由としましては、歴史・文化資源や旧来の街並みを活かしたまちづくりと合わせて、道路の幅員構成などを再検討した結果、都市計画道路3・4・30号前田豊川線の一部区間の車線の数及び一部区域を変更するものです。

変更の内容ですが、大きく2つあり、1つ目は都市計画道路3・4・30号前田豊川線の一部区間の車線の数を4車線から2車線に変更するものです。変更する区間は、青色の矢印で示す幸町交差点からJR豊川駅西口駅前広場の手前までです。変更前を黄色、変更後を赤色で表しています。この区間は、平成30年度に公表した「豊川市都市計画道路網見直し指針」において、豊川駅と豊川稲荷周辺の観光地及び商業地の補助幹線道路として歩行者の安全性や快適性を高める道路構造への機能変更を検討するとしています。当該区間における交通処理検討結果では、4車線から2車線に変更を行った場合でも、周辺路線への

交通影響は小さく、円滑な交通処理は可能であることを確認しています。今回このタイミングで変更する理由としましては、令和3年に豊橋市で起きた交通事故を受けて、警察より3車線以上の道路において、信号機等が設置されていない横断歩道の統廃合を含め見直しの方針が示され、本区間における横断歩道についてもこれに該当するため、廃止か車線数の減少を選択する必要性が生じ、車線数の減少を選択することとしました。また、地元からも当区間について2車線化の要望が愛知県及び市に提出されたことにより手続きを開始しているものです。

続いて説明資料裏面の左側ですが、変更の内容の2つ目は、都市計画道路3・4・30号前田豊川線の一部区間の計画幅員を24mから22mに変更するものです。変更する区間は、青色の矢印で示す幸町交差点から豊川稲荷前交差点までです。

変更前を黄色、変更後を赤色で表しています。こちらは、現在の道路幅員約22mに対して計画幅員は24mとなっており、現在の都市計画決定では約2m北側に拡幅することになっています。その際には、豊川稲荷の石塀を撤去する必要がありますが、「第3次豊川市都市計画マスタープラン」で豊川稲荷周辺は、歴史性や風格を感じられる良好な景観形成を図ることとされており、石塀の撤去は、良好な景観の消失につながると考えられることから、車線数の見直しに併せて計画幅員を24mから現在の道路幅員の22mに変更します。

なお、豊川稲荷前交差点からJR豊川駅西口駅前広場までの区間の主要地方道東三河環状線は、現在の道路幅員の24mで決定しているため変更はありません。

続いて説明資料左側の下段赤枠をご覧ください。こちらは幸町交差点から豊川稲荷前交差点の区間の道路幅員の構成をイメージした参考図です。

下段が変更前、上段が変更後です。

続いて説明資料左側の下段青枠です。こちらは豊川稲荷前交差点からJR豊川駅西口駅前広場の区間の道路幅員の構成をイメージした参考図です。

下段が変更前、上段が変更後です。

以上、車線数を4車線から2車線に変更するとともに、豊川稲荷来訪者の主導線となる区間では、車線数減少分の道路空間を歩道幅員に充当することで、豊川市の玄関口として魅力ある歩行区間の確保に向けた道路空間の再構築を図るものとしします。

最後に、都市計画決定の手続きに関する経緯と今後の予定についてご説明いたします。審議会資料の17ページをご覧ください。

第1号議案と同じになりますが、令和7年7月15日に都市計画説明会を実施しております。豊川市が開催した説明会には、合計15名の参加をいただきました。

その後、愛知県決定となるため、市から県への案の申し出を行い、県から市への意見照会を経て、11月7日から11月21日まで案の縦覧を実施いたしました。縦覧者数は市都市計画課が1名で県都市計画課が0名でした。意見書については県に提出があったと聞いております。

今後は、本審議会結果を踏まえ、愛知県からの意見照会に対する回答を行う予定です。その後、愛知県都市計画審議会にて審議がなされ、告示は令和8年2

月下旬を予定しています。

なお、先週の12月19日金曜日の夕方に、幸町交差点から豊川稲荷前交差点の区間における一部の町内会より、車線数を4車線から2車線に変更することについて、中止の申入書が提出されました。今後、当該区間を整備する場合に当たっては、このことを踏まえて、地元と丁寧な協議を行ってまいります。以上が東三河都市計画道路3・4・30号前田豊川線の変更の内容となります。続いて、第3号議案「東三河都市計画用途地域の変更について」ご説明します。審議会資料の19ページをご覧ください。

変更する都市計画の概要としまして、

I. 都市計画の種類及び名称は、東三河都市計画用途地域です。

II. 決定権者は豊川市となります。

III. 変更内容の概略ですが、都市計画道路3・4・30号前田豊川線の一部区間の車線の数及び区域の変更に伴い、用途地域を変更するものです。

1枚おめくりいただき、20ページをご覧ください。

IV. 位置図として都市計画総括図を載せています。変更箇所は赤枠で囲った部分で、拡大図も載せています。位置としましては、東三河都市計画道路3・4・30号前田豊川線の東三河都市計画道路3・4・409号公園線から東三河都市計画道路3・4・71号古宿樽井線間の沿道であり、北側には本市の主要な観光資源である豊川稲荷が位置します。

21ページをご覧ください。

V. 計画図です。地区名については、前田豊川線沿道地区としております。

1枚おめくりいただき、22ページをご覧ください。

VI. 計画書です。今回の都市計画変更により用途地域の面積が表のとおり変更となります。対象となる用途地域は、第一種住居地域と商業地域ですが、どちらも小さな変更のため、計画書上では変更はありません。

1枚おめくりいただき、24ページをご覧ください。

VII. 理由書です。こちらにつきましては、説明資料に沿ってご説明いたします。説明資料をご覧ください。

説明資料裏側右側の「3. 東三河都市計画用途地域の変更について」です。

場所は、豊川稲荷の南側の赤色の点線で囲まれた部分です。

変更の理由としましては、東三河都市計画道路3・4・30号前田豊川線の一部区域の変更に伴い、用途地域境界である道路中心線が変更になるため用途地域を変更するものです。

変更の内容ですが、東三河都市計画道路3・4・30号前田豊川線の幅員の変更に伴い、変更後の道路中心線が南に移動することから、それに合わせて商業地域と第一種住居地域の境界線を移動後の中心線に変更するものです。変更前の用途地域境界を青色、変更後の用途地域境界を赤色で表しています。新たな道路中心線に合わせて用途地域境界を設定することで、商業地域（建蔽率80%、容積率400%）の一部が、第一種住居地域（建蔽率60%、容積率200%）に変更となります。

最後に、都市計画決定の手続きに関する経緯と今後の予定についてご説明いたします。審議会資料25ページをご覧ください。

令和7年7月15日に都市計画説明会を実施しております。豊川市が開催した説明会には、合計15名の参加をいただきました。

その後、11月7日から11月21日まで案の縦覧を実施し、縦覧者数は1名で、意見書の提出はありませんでした。

今後は、本審議会結果を踏まえ、知事との協議を行います。その後、知事協議の回答の後、令和8年2月下旬の告示を予定しています。

以上が東三河都市計画用途地域の変更の内容となります。

説明は以上です。

(会長)

はい。ありがとうございました。

それでは、ここから今説明頂いた内容についてご意見、ご質問を受けたいと思います。

はい、B委員

(B委員)

2つほど質問と簡単な私の意見です。

質問の1つ目は、3・4・30号前田豊川線の変更の理由の中に、今回の変更は豊川稲荷の72年ぶりの御開帳と書いてありますが、仮にこの計画の変更をした場合に、実際の歩道整備も御開帳に間に合うようにやるというような確約はないでしょうか、ここに御開帳を書くほどの実効性を伴っているのかどうかというのが1つ目の質問です。

それから2つ目は、15ページの断面形態をみると、豊川稲荷に接している部分については、南側の歩道が9.5mと広がっていて、そこから東側の駅に向かうところは、7.5mずつの等配分ですね。この9.5mの根拠、要するに歩道の使い方について、何か目的というかそういうものがあって、こういう配分になっているのか質問したいと思います。

意見は、理由書の中には述べられていないですが、今回の変更は交通事故が発端となっていて、4車線の道路に横断歩道がある場合は、これは危ないというような然るべき理由をもって、警察の方針があった上で、交通量的に問題がないから車線減少をしましょうというような理屈ですので、その目的を達成するには、私的には車線を減少するというのは妥当なのかなと思います。しかしながら、場所が場所だけに、まちづくり的な話から言うと、ウォークブルなまちづくりとか、ほこてんみたいなことも少し書いてありますが、本当ならそっちのほうの話から盛り上がって行って歩行者空間の使い方を議論するというような、あるいは稲荷の門前の部分と併せて、御開帳に向かうというような流れがあれば良かったのに、そうではなくて、きっかけが別のところから出てきて、しかも申入書のほうでは反対だと地元の区長さんからも来ているので、そういう調整ができていないのが非常に残念だなというのが感じたことでございます。

というわけで質問は2つです。

(会長)

最後は意見ですので、質問に対して事務局から回答をお願いします。

(事務局：都市計画課長)

それではまず、整備について今の段階でわかっている範囲でお答えをさせていただきます。

整備につきましては、午年開帳が令和8年11月に開催される予定でございますので、豊川稲荷前交差点からJR豊川駅西口駅前広場の主要地方道東三河環状線につきましては、愛知県に整備のお願いをしているところです。審議会での審議結果によると思いますが、午年開帳までに整備を進めていただけるよう今現在協議を進めているところでございます。

幸町交差点から稲荷前交差点につきましては、今のところ整備時期等は明確になっているものはございません。整備に関しては以上です。

9.5mの根拠につきましては、稲荷大駐車場が幸町交差点の南側にあるものですから、三が日は非常に多くの車が停まるということで、稲荷大駐車場の利用者以外も含めて三が日のとき歩行者が約18,000人ぐらいいるということを考えますと、歩道幅員を大きく確保する必要があり、また現道幅員の活用等の観点からも9.5mという形で広げていく予定です。

(会長)

その他、皆さんからご意見、ご質問があれば、いかがでしょうか。

傍聴人の方は発言できません。

皆さんいかがでしょうか。

地元の町内会長さんの名前で市長宛てに反対の申入書が出ていますが、一方でまた2車線化を望む声も地元からということで、地元としては少し意見が分かれているところもありますけど、皆さんのご意見が伺えたらと思います。

特になければ異議の確認、採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

はい、B委員

(B委員)

すみません。先ほどの9.5mにしたという説明の中で、根拠が三が日のような特に人が集まる時期の歩行者の量を考慮して、そこが根拠で9.5mだということと言いますと、やはり日常、非日常で相当差があって、日常の時の方が長いとすると、その空きすぎていることがかなりまちの雰囲気を与える影響はあると思うので、歩行空間をせつかく拡大するのであれば、どういう使い方が良いのかちゃんと議論してやっていかないと、すでにこういった申入書がある中で、この先上手くいかないのか、これをどういう風にするのか今後またあるのかもかもしれませんが、ぜひ地域が盛り上がっていくような観点でやっていただければと思います。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局はこれを貴重なご意見としてよろしくお願いいたします。

それでは他にご意見等はないようですので、第2号議案「東三河都市計画道路（3・4・30号前田豊川線）の変更について」は、愛知県の案に異議なしとして回答してよろしいでしょうか。

【異議なし】

（会長）

はい。ありがとうございます。

それでは、第2号議案については異議なしとします。

続きまして、第3号議案「東三河都市計画用途地域の変更について」異議なしと回答してよろしいでしょうか。

【異議なし】

（会長）

はい。ありがとうございます。

第3号議案についても異議なしとします。

これで本日の審議を終了いたしました。その他事務局から連絡があればお願いいたします。

7 連絡事項

（事務局：課長補佐）

はい。

今年度第2回目の都市計画審議会を令和8年3月下旬に予定しております。日時が決まりましたら改めてお知らせをさせていただきます。年度末のお忙しい時期の開催となる予定ですが、ご出席賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

8 閉会

（会長）

それでは、これもちまして本日の都市計画審議会を閉会といたします。委員の皆さまのご協力を感謝申し上げます。ありがとうございました。